

理事会運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人広島県臨床検査技師会（以下「この会」という）の定款第43条の規定に基づき、この法人の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(理事会の開催)

第2条 理事会は、事業年度毎に4回開催するほか、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から、会長に対し理事会の目的である事項を示した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 定款第14条第1項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(理事会の構成)

第3条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

第2章 理事会の招集

(招集者)

第4条 理事会は、会長が招集する。ただし、第2条第2号により理事が招集する場合及び同条第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 第2条第2号による場合は理事が、同条第4号後段による場合は監事が招集する。
- 3 会長は、第2条第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第5条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

- 2 会長は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

理事会の議事

(議長)

理事会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれにあたる。

(定足数)

理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決方法)

理事会に付議された事項は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く

理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は理事会の議決に、理事として議決に加わる権利を有

しない。

(決議の省略)

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

2 前項の電磁的記録とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第89条に定めるものとする。

(報告の省略)

第10条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第20条第1項の規定による報告には適用しない。

(監事の出席)

第11条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第12条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第13条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって末尾に記載された事項を内容とする議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(議事録の配布)

第14条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配付して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

理事会の権限

(権限)

第15条 理事会は、この法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに、会長、副会長及び常務理事の選定及び解職を行う。

(決議事項)

第16条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

法令に定める事項

- イ この法人の業務執行の決定
- ロ 代表理事並びに執行理事の選定及び解職
- ハ 総会の日時、場所及び議事に付すべき事項の決定
- ニ 重要な財産の処分及び譲受け
- ホ 多額の借入れ
- ヘ 重要な使用人の選任及び解任
- ト 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- チ 内部管理体制の整備
- リ 定款第19条に規定する理事の取引の承認
- ヌ 事業計画書及び収支予算書等の承認
- ル 事業報告及び計算書類等の承認
- ヲ その他法令に定める事項

定款に定める事項

イ 下記の規則規程の制定、変更及び廃止

組織運営規程

総会運営規程

役員候補者選出規程

理事会運営規程

表彰規程

学会運営規程

i 学会運営規程細則

事務局運営規程

i 文書保存細則

ii 講師謝礼細則

iii 活動費・行動費細則

iv 慶弔細則

v 事務職員就業細則

vi 情報システム委員会細則

学術部運営規程

i 検査研究部門細則

ii 研修会企画・運営細則

iii 生涯教育研修委員会細則

iv 精度管理委員会細則

v 臨床検査データ標準化委員会細則

vi 学術誌編集委員会細則

経理部運営規程

i 会計事務取扱細則

ii 旅費細則

渉外法規部運営規程

i 無料職業紹介事業運営細則

広報部運営規程

組織調査部運営規程

i 国際交流事業細則

ii エキスパートネットワーク運用細則（削除）

情報公開規程

個人情報保護規程

その他必要な事項の規程

ロ 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

ハ 基本財産の指定、維持及び処分

ニ その他定款に定める事項

(3) その他重要な業務執行に関する事項

イ 重要な事業その他の契約の締結、解除及び変更

ロ 重要な事業その他の争訟の処理

ハ その他理事会が必要と認める事項

(理事の取引の承認)

第17条 理事が定款第19条に規定する取引を使用とする場合は、次の事項を明示して

理事会の承認を得るものとする。

(1) 取引をする理由

- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方、金額、時期及び場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

2 前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。
(報告事項)

第18条 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

3 理事が第17条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

事務局

(事務局)

第19条 理事会の事務局には、事務局長があたる。

雑 則

(改廃)

第20条 この規程は、理事会の議決を経なければこれを改廃することはできない。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

平成26年4月1日一部改正

平成27年6月13日一部改正

平成29年7月20日一部改正

議事録記載事項

I 通常の理事会

1 理事会が開催された日時及び場所

2 理事会が次に掲げる招集によるときは、その旨

イ 定款第36条第2号の規定による会長以外の理事の請求を受けた招集

ロ 定款第36条第3号の規定による会長以外の請求をした理事の招集

ハ 定款第36条第4号前段の規定による監事の請求を受けた招集

ニ 定款第36条第4号後段の規定による監事の招集

3 理事化の議事の経過の要領及びその結果

4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名

5 次の規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 定款第19条第2項の規定による理事の報告

ロ 定款第14条第4号の規定による監事の報告

ハ 定款第14条第3号の規定による監事の意見

6 定款第38条の規定による議長の氏名

II 定款第40条のみなし理事会

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

2 上記1の事項を提案した理事の氏名

- 3 理事会の決議があったものとみなされた日
 - 4 議事録の作成にかかる職務を行った理事の氏名
- Ⅲ 定款第41条の報告省略理事会
- 1 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - 2 理事会への報告を要しないものとされた日
 - 3 議事録の作成にかかる職務を行った理事の氏名